

金融機関が策定する「再生・破綻処理計画（RRP）」の問題点と課題

漆畠春彦（平成国際大学）

2008年秋のリーマンショック後、金融安定理事会（FSB）をはじめとするグローバル金融当局や主要国が中心となり取り組んでいる国際金融規制改革において、金融システムの安定維持に対応するべく金融機関の破綻処理制度のあり方は、主要な検討テーマである。中でも、将来自社が破綻状況となった場合、どのような体制や手続きに則り破綻処理を行うのかについて、事前に（平時のうちから）金融機関に策定させる破綻処理計画（Resolution Plan）の導入は、その中心的な項目となっている。破綻処理計画は、人が生前に自らの意思を遺言状をしたためる行為にたとえ、「生前遺言（リビングウイル）」などと呼ばれることが多い。近年議論されている破綻処理制度論では、金融機関が厳しいストレス状況に入った際に財務健全化や存続可能性を確保するための対策オプションを特定する再生計画（Recovery Plan）と併せ、適正な「再生・破綻処理計画（RRP・Recovery and Resolution Plan）」とはどうあるべきかが問題となっている。

RRPは、いわゆる「大きすぎてつぶせない（too-big-to-fail）」、あるいは「複雑すぎてつぶせない（too-complex-to-fail）」、「相互に連関しすぎてつぶせない（too-interconnected-to-fail）」といった金融機関のモラルハザードを回避するために考え出された策であるものの、その効果や意義については、各国の当局・金融機関の間でなお賛否両論がある。それを新たに策定する義務を負う金融機関サイドでも、その意義に賛同するものがある反面、RRPの策定は金融機関経営やさらには金融システムの安定にも逆効果だという見解もある。後者については、例えば、米ペンシルバニア大学ロー・スクールのNizan G.Packin氏が重要な論文を発表しており、その中で「RRPの導入・実施は困難」と明言している。

本報告では、①RRPの内容や性格を整理した上で、②2009年以降、G20、英国・EU・米国で行われたRRPの導入議論を概観し、③Packin論文などを参考にその問題点や課題について明らかにしたい。さらに、④RRPのわが国の破綻処理制度との関係やわが国制度への示唆について、若干の見解を述べてみたい。

以上